

——第5編——

緊急対応事態への対応

第1章 対象とする緊急処理事態及びその対処

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2及び第3に掲げるとおりである。

第1 基本的考え方

市は、緊急処理事態としては、基本的に武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。(法第178条、基本指針第5章第1節)

資料編 ◦ 四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急処理事態対策本部条例 P.119
--

第2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1に掲げる武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

